

産業建設常任委員会

日 時 令和 2 年 1 月 2 8 日（火）午後 1 時～

場 所 第 3 委員会室

1 開議

2 案件

- (1) 亀岡駅北地区周辺事業の進捗状況について
(まちづくり推進部行政報告)
- (2) 水道用水供給事業の創設に伴う条例整備について
(上下水道部行政報告)
- (3) 上下水道部庁舎の整備について
(上下水道部行政報告)

3 その他

産業建設常任委員会

日 時 令和2年1月28日（火）午後1時～

場 所 第3委員会室

行政報告 提出資料

まちづくり推進部

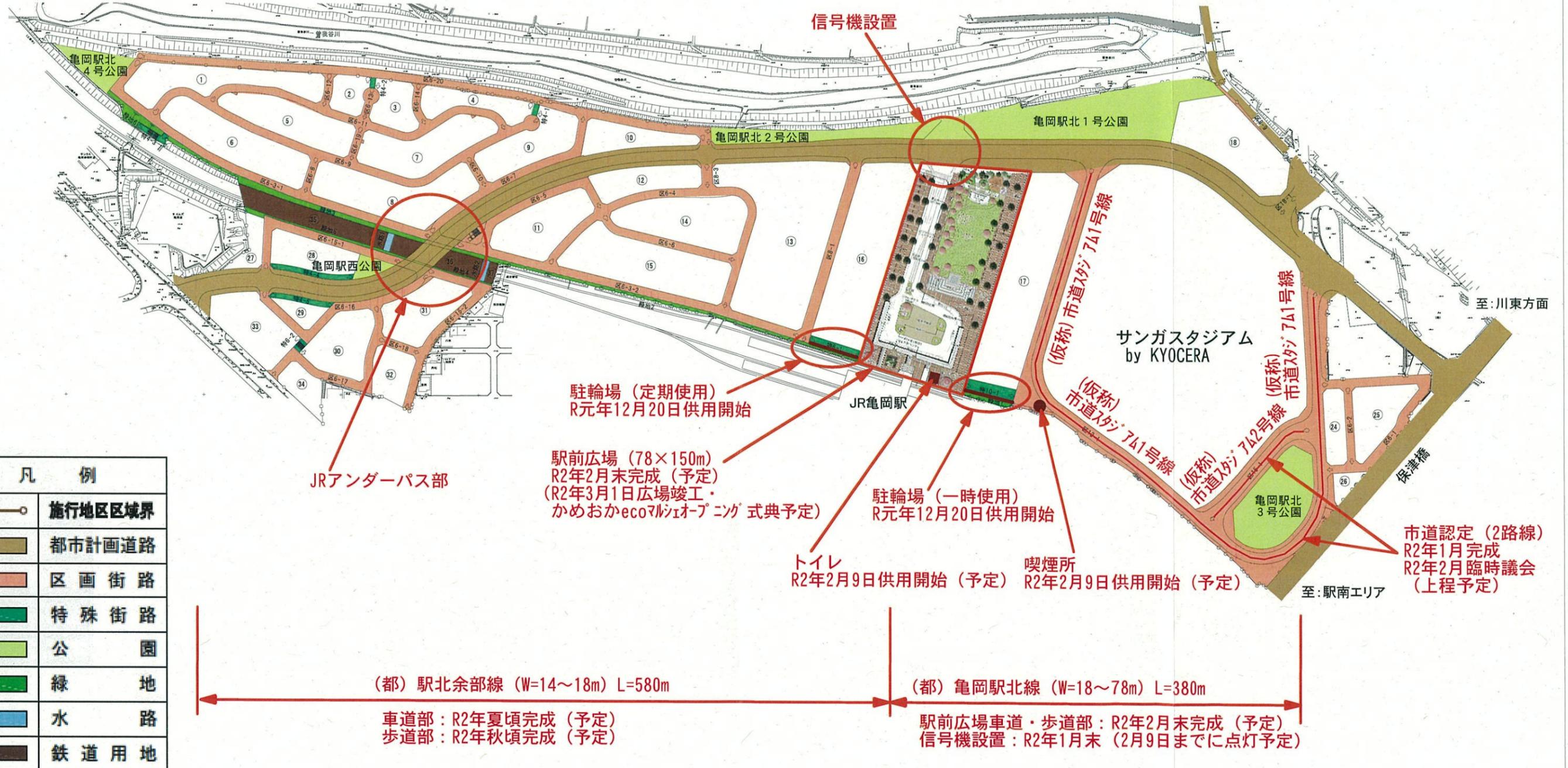
南丹都市計画事業 亀岡駅北土地区画整理事業
設計図



S=1:3000

亀岡駅北土地区画整理事業(組合施行)
 施行面積：17.2ha、施行期間：H26～R3年度
 全体事業費：約90.5億円
 補助事業費：約62.7億円(国費55%、府費22.5%、市費22.5%)
 進捗率：約76%(H30年度末、事業費ベース)

都市再生整備計画事業(亀岡市施行)
 (駅前広場、駐輪場、トイレ、公園整備等)
 施行面積：17.2ha、施行期間：H30～R3年度
 総事業費：約5.4億円(国費45%)
 進捗率：約80%(R元年12月末、事業費ベース)



凡 例	
	施行地区区域界
	都市計画道路
	区画街路
	特殊街路
	公園
	緑地
	水路
	鉄道用地

JRアンダーパス部

駐輪場(定期使用)
R元年12月20日供用開始

駅前広場(78×150m)
R2年2月末完成(予定)
(R2年3月1日広場竣工・
かめおかecoマルシェオープニング式典予定)

駐輪場(一時使用)
R元年12月20日供用開始

トイレ
R2年2月9日供用開始(予定)

喫煙所
R2年2月9日供用開始(予定)

市道認定(2路線)
R2年1月完成
R2年2月臨時議会
(上程予定)

(都) 駅北余部線(W=14~18m) L=580m

(都) 亀岡駅北線(W=18~78m) L=380m

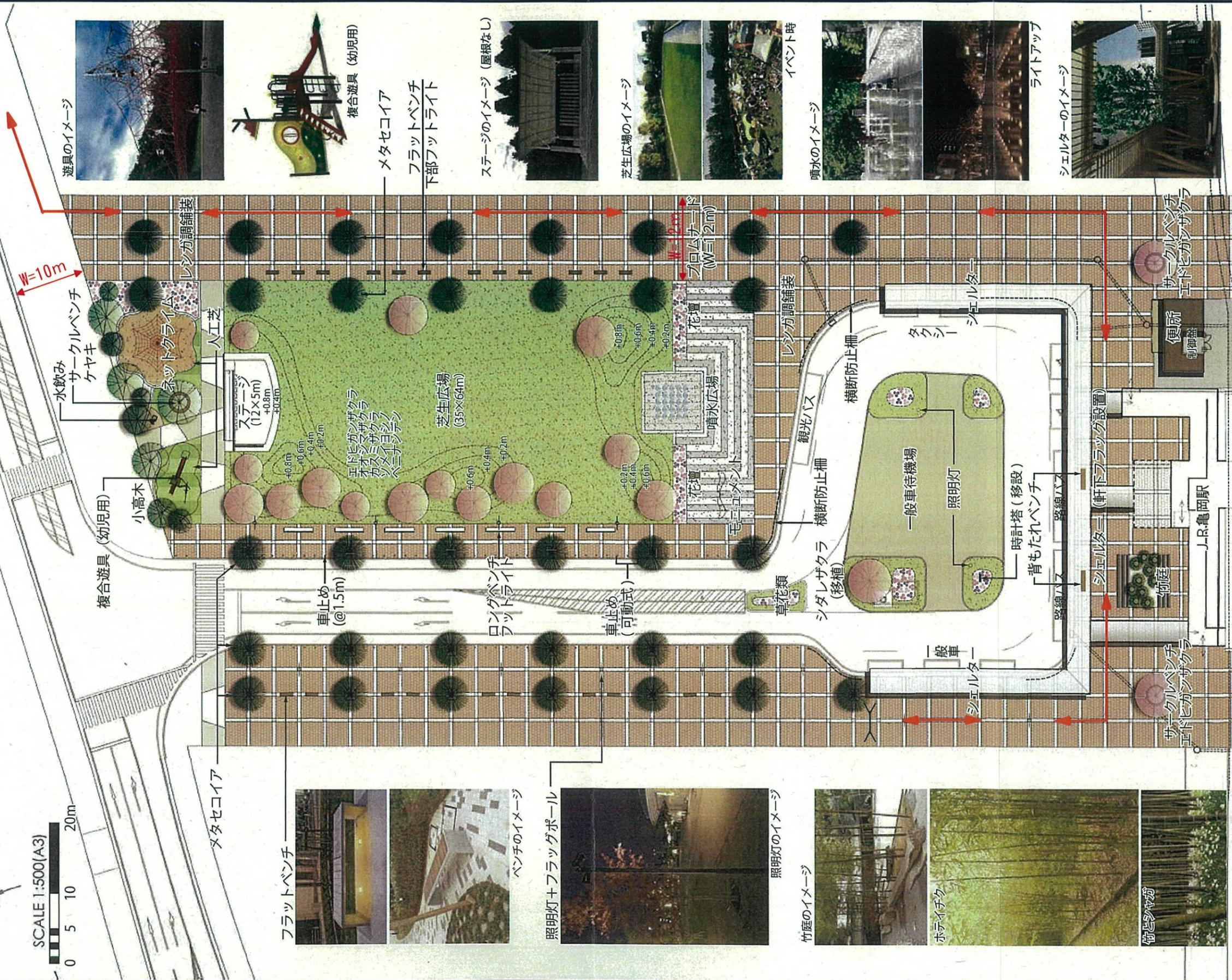
車道部：R2年夏頃完成(予定)
歩道部：R2年秋頃完成(予定)

駅前広場車道・歩道部：R2年2月末完成(予定)
信号機設置：R2年1月末(2月9日までに点灯予定)



令和2年2月9日(日)
スタジアムこけら落としの歩行者導線

SCALE 1:500(A3)



遊具のイメージ



複合遊具 (幼児用)

メタセコイア

フラットベンチ

下部フラットライト

ステージのイメージ (屋根なし)



芝生広場のイメージ



噴水のイメージ



ライトアップ

シエルのイメージ



複合遊具 (幼児用)

小高木

水飲み

サークルベンチ

ケヤキ

ネットクライム

人工芝

ステージ (12×5m)

芝生広場 (35×64m)

エドヒガンザクラ

オオシロヤナギ

カキ

クマザサ

モミジ

花壇

噴水広場

花壇

モニュメント

観光バス

シエルのイメージ

フラットベンチ



ベンチのイメージ

照明灯+フラッグポール



照明灯のイメージ

竹庭のイメージ



ホテイアザミ



竹庭のイメージ



産業建設常任委員会 資料

令和2年1月28日

上下水道部

水道用水供給事業の創設に伴う条例整備について

令和2年1月28日

上下水道部

1 趣 旨

南丹市に水道用水の供給を行うにあたり、地方公営企業法第4条の規定により、水道用水供給事業の経営の基本に関する事項を定める。

2 条例改正案の概要

(1) 改正する条例 亀岡市上下水道事業の設置等に関する条例

(2) 改正の内容

水道用水供給事業の経営の基本となる給水対象、一日最大給水量を定める。

- ・ 給水対象 南丹市
- ・ 一日最大給水量 1,762 立方メートル

(3) 施行期日 水道法による認可日

○地方公営企業法（抜粋）

（この法律の適用を受ける企業の範囲）

第2条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業（これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。）に適用する。

1 水道事業（簡易水道事業を除く。）

※水道用水供給事業は地方公営企業法第2条第1項第1号の水道事業に含まれます。

（地方公営企業の設置）

第4条 地方公共団体は、地方公営企業の設置及びその経営の基本に関する事項は、条例で定めなければならない。

3 今後の予定

- 令和2年3月末 水道用水供給事業の認可の取得及び事業の設置
- 令和2年度 南丹市において連絡管（国道9号下）の布設工事の施工
- 令和3年3月 水道用水供給事業の給水条例制定
- 令和3年度 供給開始

上下水道部庁舎の整備について

令和2年1月28日

上下水道部

1 上下水道部庁舎の現況及び検討事項

- 現上下水道部庁舎は、昭和51年3月の建築物で、約44年が経過し老朽化が進んでいます。また、耐震性能が不足していると共に、バリアフリーにも対応していない状況です。
- 庁舎整備の方法として、①現庁舎の大規模改修、②現在地で建て替え、③別の場所に移転、の3案を検討してきました。その中で③については、現在、国が財産処分の手続きを進めている旧京都地方法務局亀岡出張所（以下、旧法務局）を移転先の候補として検討を進めています。
- 庁舎整備の費用を比較すると、旧法務局に移転する案が最も経済的で、さらに市役所の近くに移転することにより、行政機能の集約が図られ、市民の利便性と職員の業務効率の向上が見込まれます。

(1) 庁舎整備に係る費用検討

①現庁舎の改修	②現在地で建て替え	③旧法務局に移転
約7億円 (仮設庁舎・改修)	約10億円 (仮設庁舎・新築・解体)	約5億円 (財産取得・改修)

(2) 現上下水道部庁舎と旧法務局の施設規模

		現上下水道部庁舎	旧法務局
所在地		北古世町1丁目2-5	安町釜ヶ前20
構造		鉄筋コンクリート造	鉄筋コンクリート造
階数		地上3階（塔屋含めて4階）	地上3階（塔屋含めて4階）
建築年		昭和51年（1976年）3月	平成5年（1993年）11月
経過年数		築44年	築26年
敷地面積		892.0㎡	1,078.40㎡
建築面積		641.6㎡	747.63㎡
延床面積		1,645.5㎡	1,924.38㎡ (うち駐車場 約342㎡)
配置	3階	水道課、会議室	会議室、書庫
	2階	総務・経営課、会議室、書庫	総務・経営課、お客様サービス課、水道課、下水道課
	1階	お客様サービス課、下水道課、上下水道お客様センター（民間業者）	上下水道お客様センター（民間業者）、駐車場

2 旧法務局に係る状況

- 平成30年12月に国から取得等要望の有無の照会があり、亀岡市として上記の検討における選択肢の一つとして、平成31年3月に取得等要望書を提出しました。
- 平成31年4月に国において、亀岡市を処分相手候補に決定した後、土地の測量や建物の調査が行われ、令和元年12月から国による土地・建物の鑑定評価が進められているところです。

（裏面あり）

3 今後の取り組み（案）

- | | |
|----------|--|
| 令和2年1～2月 | 検討状況を市議会に報告
⇒ 市議会の御意見を踏まえて旧法務局の取得について判断 |
| 令和2年 3月 | 土地・建物の見積り合せに価格を提示するための予算を令和2年度当初予算に計上 |
| 令和2年 5月 | 国との価格決定手続（土地・建物の見積り合せ） |
| 令和2年 6月 | 売買契約締結期限 |